

月刊「地方議会人」とは？

全国市議会議長会・全国町村議会議長会の共同編集により、全国の市町村議員向けの情報を掲載した**議員専門研修誌**です。

A4版 68ページ 年間購読：9,972円（1部 831円） 税・送料込み（単月号・バックナンバーのご購入も受付けております）

当サンプル版では月刊「地方議会人」誌にて好評の議員力アップに役立つ連載を**無料で閲覧**することができます。
月刊「地方議会人」の誌面イメージを当サンプル版でご確認いただけますので、ぜひご購入前の参考にさせていただきます！！

サンプル版掲載内容

①**議会運営講座「ポイント別でわかりやすい！ 地方議会・議員の基礎知識」** / 鶴沼信二（元全国都道府県議会議長会 事務局次長）

第1回 議会・議員の役割と長との関係 議員の身分の発生と喪失

②**議員研修講座「シリーズ 女性議員はどうすれば増えるのか」** / 久坂くにえ（鎌倉市議会 議会運営委員会委員長）

第1回 女性議員をとりまく困難

③**教養講座「地方議会人のための予算・決算入門 ー議会の監視・政策提言力を高めよう」** / 佐藤綾子（富山国際大学 教授）

第1回 予算・決算議案審査へのアプローチ

④**市町村議会広報クリニック** / 吉村 潔（エディター・広報アナリスト）

全国の市町村議会における「議会だより」を専門講師が評価点や改善課題を解説。



ポイント別でわかりやすい！

地方議会・議員の基礎知識

第1回 議会・議員の役割と長との関係 議員の身分の発生と喪失

うぬま しんじ
鵜沼 信二 元全国都道府県議会議長会
事務局次長

略歴・著書

全国都道府県議会議長会事務局に入局、その後、千葉県議会事務局に出向し実務に触れる。同事務局議事調査部長、総務部長、事務局次長を経て平成24年3月退職。現在は市、町村議会議員・職員研修会等に出講。最近の著書には『地方議会実務講座（改訂版）』（ぎょうせい・共著）、『実務必携 地方議会・議員の手引き』（新日本法規・共著）などがある。



今月号から、「ポイント別でわかりやすい！ 地方議会・議員の基礎知識」と題する連載を担当することとなりました。新人議員を念頭におき、地方議会に関する基礎知識を毎回主題ごとにいくつかのポイントにまとめ、解説を加えます。

もちろん、ベテラン議員にも読んでいただけますよう、基礎知識の中にも所々深みのある内容も加えていきたいと考えています。今後の地方議会をめぐる国や地方の動向にも可能な限り対応してまいります。

Q 議会・議員の役割と長との関係は？

A 議員と長はともに住民の直接選挙で選ばれる住民代表です。長には、当該団体の行政執行権が、議会には行政執行の前提となる条例等の議決権及び行政執行の適正確保のための監視権が、議員には議会の機能発揮の担い手の地位と権限が付与されています。

議員の役割は議員が代表する

個別の住民利益の実現を図ることではありません。それぞれが負託を受けた住民意思を背景に、当該団体全体にとって最善の政策実現を図るため、一致団結して長と対峙していくのが本来の役割です。

■議会・議員と長の関係（議会・議員と長は対等）

日本国憲法はその第93条に「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定しさらに、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員はその地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定めています。

このことから、地方議会は地方公共団体の議事機関であり、議会を構成する議員は長とともに住民の直接選挙で選ばれる住民代表であり、両者の関係は対等な地位にあります。長には行政執行権を、議会にはその前提となる条例等の議決権及び監視権を付与し、議員には議会の機能発揮の担い手の地位を付与しているのです。

このように執行権と条例等の議決権及び監視権を異なる機関に付与し、ともに住民が直接選挙することにより権限の均衡と相互抑制を図りもって、行政運営の適正化を確保しようとする仕組みが、いわゆる二元代表制といわれるものです。しかしながら、具体的な権限の付与の仕方によっては必ずしも、力の均衡はうまく保てません。現実には議会よりも長の権限が強く、議会・議員の機能が発揮されにくい場合が多いのです。これが、住民の議会に対する評価を貶め（おとし）ている原因の一つになっていると考えられます。地方議会議員の多くは長の権限が強すぎると考えているようです。

その原因はいくつかあると思いますが、まず、制度的な問題としては、①当該地方公共団体の予算の提案権（調製権）が長に専属していること（地自法112、149、211）、②議員に議案の提案権が付与されているものの行政執行の前提としての議案等、議員に提案権がないとされるものが多い（地自法96、112）こと、③議

会の権限行使は個々の議員の合同行為であるにもかかわらず、議員活動や権限行使が議会の権限としてまとまり難いことにあると考えられます。①、②については地方自治法が基本的に長に議案の提案権を広範囲に認める一方で、議員にも議案提案権を認めています。予算については長に専属せしめ、議員の提案権を否定しています（地自法112、149）。つまり、長は、議会内部の問題に関する条例を除き、すべての条例の提案権と予算の提案権を有することとされています。執行権を有しながら一方で、その前提となる条例等の提案権も同時に有しています。これに対して、議員は、予算及び長の執行権の前提となる条例等の議案を除いた一部の条例の提案権しか有しないのです。しかも、議員が提案権を有するとされる条例であっても条例の施行には予算を必要とするものが大半であり、議員の条例提案の妨げになっているのが実態です。

■議員の役割

議員は議会の一構成員であり、個々の議員がそれぞれの負託を受

けた住民の意思を反映させるために、協同して議会の権限行使を行うのです。つまり議会の権限行使は議員による合同行為なのです。しかしながら、議員一人ひとりが個々にその地位を活用し、自らの選出母体である特定地域や団体の利益に繋がる活動をする。それが議員の役割と考える議員が多数存在する実態があります。その結果として、議会と長の関係が、議員一人ひとりと長との関係になってしまい、議員活動が議会力に繋がらず、議会が本来の役割を發揮できない結果になってしまうのです。

それが、先に述べた③の問題になっているのです。つまり、議会の権限行使は議員の合同行為であり、議員が協同することによって長と議会の対等な関係が実現するのには、その合同行為がうまく行われないことで議会としての力が弱まる結果になっているのではないのでしょうか。

地方議会議員は一致団結して長と対峙していくのが本来の役割であり、それが行われるのが議会であり、議会審議のあり方であるという認識を新たに活動される

Q 議員の身分発生日は？

具体的には、長が提出した議案の審議に際し、議会として議決機能を最大限に発揮できるよう議員が議論を尽くすことです。すなわち、当該議案にどのような問題、課題があるのか、当該団体全体にとって最善のものであるのかどうかなどを質問や質疑、さらに議員同士の議論を尽くす中で明らかにして、議会としてまとまった考えを長に示していく、また住民に明らかにしていく。これが議会機能の発揮に繋がることになるのではないのでしょうか。

A

議員がその身分を取得するのは、一般的には、当選の効力発生日、つまり当該選挙の当選告示があった日からとされています。しかし、通常、地方議会議員の選挙は議員の任期満了日よりも前に行われることから、当該選挙の当選人の告示が行われても、なお、現職議員の任期が満了していません。したがって、現在の議員の任期満了日の

翌日に身分を取得する、ということになります。

■身分の取得

地方議会議員は前に述べたように長と同様、当該地方公共団体の住民の直接選挙に当選することによってその身分を取得することになります。

そして、実際に議員がその身分を取得するのは、いつか、つまり当選の効力が発生する日はいつかというところ、それは、一般的には、当該選挙の当選告示があった日からと解されています。当選等の効力の発生について規定した、公職選挙法第102条に、「当選人の当選の効力は選挙管理委員会が当選人の住所、氏名を告示した日から生ずる。」とされていることからそのように解されています。

したがって、議会の解散などにより、議員が一人もいない状態では、新たに選挙された議員の身分の取得日は、当該選挙の当選告示がなされた日からと解されています。しかし、通常、地方議会議員の場合、当該選挙の当選人の告示が行われても、なお、現職議員の任

期が満了していません。現在の議員の任期満了日の翌日に身分を取得するので。

■任期の開始

議員の任期は4年とされています(地自法93)。その任期の開始日は一般選挙の日からとされています。ただし、任期満了による選挙が、任期満了前に行われて、前任者が在任しているときは、前任者の任期満了日の翌日から開始するとしています。(公選法258)

補欠議員の任期については、公職選挙法は「一般選挙により選挙された議員の任期満了日まで在任する。」として任期の終了日は規定していませんが、起算日は規定していません。

Q 議員はどのようなときに身分を喪失するの? 勝

手に辞職できるの?

A 議員の身分喪失事由には被選挙権の喪失、議会の解散による失職等法律に基づくもののほか議員の意思に基づく辞職があります。

議員が辞職しようとする場合

は本人の意思のみによるのではなく、辞職願を議長に提出して、議会又は議長の許可を得ることが必要です。

■議員の身分の喪失

議員がその身分を喪失する事由は、①議員の任期満了、②辞職、③選挙又は当選無効による失職、④被選挙権の喪失、⑤議員の解職請求に基づく失職、⑥議会の解散による失職があります。

■議員辞職

議員は自己の意思により立候補し住民の直接選挙により住民の信任を得て当選したのですから、本来その職を全うするべきで、自己都合により勝手にその職を辞すことができるものではありません。しかし、身体上の理由など辞職することに正当な理由がある場合にも絶対に辞職することが許されないとするのも合理的ではないことから、辞職する場合は本人の意思のみではなく、議会又は議長の許可により、その職を辞すことができることとされています(地自法128)。

辞職の許可は原則として議会の議決が必要ですが、閉会中に辞職

の申し出があった場合には議長が許可することができます。

■議員辞職の手続き

議員が辞職しようとするときは、議長宛に文書により辞職願を提出します。議員が辞職できるのは議会又は議長の許可があったときです。議長宛に提出するのは辞職届ではなく、辞職願です(昭25・3・22行政実例、以下、行実)。

議長は、辞職願を受理したときは、会期中はこれを会議に諮りま

す。閉会中は議長が許可することができます(地自法126)。会期中は、休会中であっても、議会に諮らなければなりません。議長において許可することはできません。

議長が議員の職を辞したいときは、副議長に辞職願を提出します。閉会中に議長に事故あるとき又は議長が欠けているときは、副議長に対して辞職願を提出してその許可を得ることができます。また、議長、副議長ともいないときは、年長議員に対し辞書願を提出し、年長議員において許可することができます(昭23・6・21行実)。

・会期中の許可手続き

議長は議員の辞職願を受理したときは、直近の会議に諮りその許

否を決定します。会議においては議会は正当な理由がない限り辞職願を拒否することはできない(昭24・8・9最高裁)こととされていますから、基本的には、これを許可するものです。議員の辞職を議会の許可にかからしめたのは、住民の直接選挙により住民の信任を得て就任した職を議員の意思のみによって辞すこととするのは適当ではないからです。したがって、例えば除名の懲罰を受ける恐れがある議員が、その懲罰処分を避けるために辞職願を提出した場合など、その辞職理由に正当性を欠くような場合以外は原則として許可することとされています。

・閉会中の許可手続き
閉会中に議員の辞職願が提出された場合、議長は正当な理由の存否を確認して許可を決することができます。閉会中であっても1日後に定例会が開催されることとなつている場合は議長は閉会中の許可をしないので会議に諮ることもできません。

・先付けの辞職願の取り扱い
議員の辞職願は一般的には単に辞職したい旨の申し出ですが、辞職をする日を指定した辞職願を提

出することができるかという問題があります。これについては特段禁止する規定もないことから、その理由に正当性があれば認められるものと解されています。

その場合、一般的には議決の場合には議決のとき、閉会中の議長許可の場合は、許可の決定がなされたことを当該議員に通知したときから、その効果が発生すると解されています。しかし、先付けの辞職願を許可した場合は、当該指定した日に発生するものと解されます。

・辞職許可願の撤回
辞職願提出後これを撤回するとは、議会又は議長の許可があるまでは可能と解されています(昭24・6・20地裁判決)。

閉会中に辞職願が提出され議長がこれを許可する決定をした後、許可の通知が本人に到達する前に議長に撤回する旨の届出があった場合は辞職の効果は発生しないこととなります(昭34・11・17行実)。

Q 議会の解散って何?

A 議会の解散とは当該地方公共団体の議員全員の身分を喪失

させるもので、議会が行った長の不信任議決に対抗し長が行う解散、議会自らが世論の動向を勘案して議決により行う解散及び直接請求に基づく住民投票による解散があります。

■長による議会の解散

議会が長の不信任議決を行ったときは、長はその通知を受けたときから10日以内に議会を解散することができます。10日以内に議会を解散しないときは長がその職を失うこととされています(地自法178)。

これは、住民に直接選挙された長と同様に住民の直接選挙で選ばれた議員で構成する議会との間に対立が生じ行政運営に重大な支障を来たし、その結果住民福祉に多大な影響を与えるような事態に立ち至った場合は、地方自治制度の本旨に従い、長と議会のいずれに正当性があるかの判断を住民に委ねようとするものです。

■議会による解散決議

地方議会は当該議会の解散を議決することができます(解散特例法2①)。

解散の議決は議員数の4分の3

以上の議員が出席し、その5分の4以上の者の同意が必要です(解散特例法2②)。

議会が自主解散することができます。議会が自主解散することのできる場合については具体的には規定してはいませんが、法律の趣旨において、「議会の解散の請求に関する世論の動向にかんがみ、…」(解散特例法1)として、

議会の解散議決があったときは議長はその時に解散されますのでその時点で全議員が失職します。

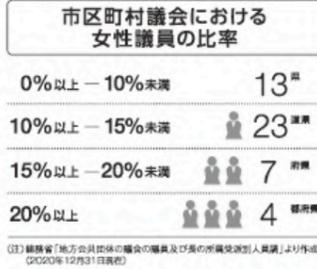
■議会の解散請求

議会の解散請求とは、当該議会の議員すべての職を任期満了前に失わせることを求めるもので、直接請求権の一つとして認められているもので、選挙権を有する者の一定数以上の連署を持って請求することができます(地自法13)。この請求があったときは選挙管理委員会に投票に付きなければならず、有効投票の過半数の同意があったときは議会は解散されます(地自法76、78)。

都道府県議会における女性議員の比率

都道府県	議員 議員数(人)		女性議員の比率(%)
	議員数(人)	うち女性(人)	
東京都	127	41	32.3
京都府	60	13	21.7
神奈川県	104	19	18.3
滋賀県	42	7	16.7
兵庫県	85	13	15.3
岩手県	48	7	14.6
埼玉県	89	13	14.6
沖縄県	48	7	14.6
岡山県	55	8	14.5
鳥取県	35	5	14.3
静岡県	68	9	13.2
千葉県	92	12	13.0
長崎県	46	6	13.0
栃木県	47	6	12.8
宮城県	55	7	12.7
長野県	56	7	12.5
三重県	50	6	12.0
秋田県	43	5	11.6
新潟県	52	6	11.5
北海道	98	11	11.2
徳島県	36	4	11.1
宮崎県	38	4	10.5
富山県	39	4	10.3
福井県	87	9	10.3
鹿児島県	49	5	10.2
奈良県	41	4	9.8
山口県	44	4	9.1
愛媛県	45	4	8.9
福島県	57	5	8.8
岐阜県	46	4	8.7
鳥取県	35	3	8.6
群馬県	47	4	8.5
山形県	42	3	7.1
和歌山県	42	3	7.1
石川県	43	3	7.0
大分県	87	6	6.9
茨城県	59	4	6.8
青森県	47	3	6.4
福井県	35	2	5.7
佐賀県	36	2	5.6
高知県	37	2	5.4
愛知県	99	5	5.1
香川県	40	2	5.0
広島県	63	3	4.8
大分県	43	2	4.7
熊本県	48	2	4.2
山梨県	36	1	2.8
全国合計	2,621	305	11.6

図表1 「女性の政治参画マップ2021」より都道府県議会における女性議員の比率(内閣府男女共同参画局作成)



図表2 「女性の政治参画マップ2021」より市区町村議会の女性議員の比率(内閣府男女共同参画局作成)

女性議員が抱える悩みは不変

2018年、2021年に地方議員を対象として内閣府が調査を

運営の改革の一環として提起し、数年越しになんとか実現したが、もしこの環境改善が叶わなければ、継続して議員活動を続けることは難しかったと考える。

実施している。

2018年の調査結果をまとめた「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」では「女性地方議員が少ない原因として考えられる」で、一般論として最も多かった回答は「議員活動と家庭生活の両立が難しい」であった。

続く2021年の調査結果をまとめた「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」では「議員活動を行う上での課題」で「議員活動と家庭生活の両立が難しい」が高位の回答であり、私が出産した10数年前から、女性議員が抱える悩みはほぼ変わりがない

全国平均 11.6%



議員研修講座 シリーズ
女性議員はどうすれば増えるのか

連載第1回
女性議員をとりまく困難

くさか 久坂くにえ 鎌倉市議会 議会運営委員会委員長



プロフィール

聖心女子大学英文学科卒業後、旅行会社海外営業、IT関連国内外会議プロデューサー社を経て、2004年鎌倉市議会議員初当選。現在5期目。教育こどもみらい・観光厚生各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長、監査等を歴任。第65代鎌倉市議会議長(鎌倉市議会最年少女性議長。2期連続)。2021年5月より現職。また出産議員ネットワーク世話人、マニフェスト大賞実行委員でもある。

Key Point

「なかなかの議会」に至るまでの困難

- 女性議員が抱える悩みは10数年、不変
- 当事者不在の政策決定は現実と乖離する
- 若年層への政治教育という種まきを

女性議員は常に30%程度。女性議長も私で2人目、というわが鎌倉市議会の説明をすると「なかなかの議会」です、と評されることがある。

「なかなか」という表現については評価が分かれるところだろうが、実際今年の4月の改選で私自身5期目を迎える中、初当選した16年前から女性議員はほぼ30%、全4常任委員会の委員長は同時期にすべて女性議員が務めたこともあり、そして女性正副議長体制も複数回。

比較的「男女」ということを考えずに職務を行ってこられた環境といえるだろう。しかし、決して課題がなかったわけではない。例えば「出産」に目を転じてみ

れば、現職議員での出産は私が初めてであり、それまでの会議規則の欠席事由には「出産」がなかった(そのため代表者会議を経て「出産」が欠席の事由とされた。しかし産前産後における欠席期間の明示もなく、悪阻はひどかったが産直前まで議会には出席した)。

また、当時の鎌倉市議会は、本会議等の終了時間も夜9時や10時に至ることなど常態化しており、これが「フツウ」。

出産後、子どもを抱えながらの議会・議員活動は、親族やファミリーサポート、友人などの助けを借りても大変な困難があった。つまり、子育てなどの家庭生活を抱える人間が議員として活動することは想定されていないか、それをクリアした人間が議員として議会に臨むことが大前提となっていたのだ。

しかしながら、当然このままでは議会活動を継続することは難しい。本会議、また委員会の終了時間を18時までにと終了するよう議会

ことに愕然とする。それを裏付けするように、未だに全国の女性議員比率も都道府県議会では平均11.6%。市区町村議会では14.8%にとどまる(図表1、2参照)。

当事者不在の政策決定の弊害

ところで多様性の確保されない議会での政策意思決定について、それが大変拙いことである、ということが意外に私たちにとって腹落ちされていないのではないだろうか。

前述の「女性の政治参画マップ」を見れば一目瞭然だが、市民社会の縮図といった構成からかけ離れた議会も多い。当事者性が欠落し、多様な意見

が反映されないまま議論や政策決定がなされ、それが例えば「今般コロナ禍での女性・子どもの課題の増加や自殺増加につながった」という報道も多く、その弊害の一端が知られることとなった。

当事者がいない中で政策決定は「ダサピンク現象」(「女性ってピンク好きでしょ?」との固定観念で作られたモノが当の女性に「ダサイ」と映りやすいこと)そのものであり、当事者の現実問題と乖離する可能性もかなり高い。

実際、議長としてコロナ禍以前、2019年に実施された市議会議長会総会に出席した際、女性議員・議長は本当にマイナーな存在であると実感した(当時の女性議長比率は1721人中59名で3.4%)。

こうした中、例えば神奈川県下議長会で、産前産後休暇の明示、育児・看護休暇の会議規則への盛り込みなどについて、各議会に意向を確認したこともあるが、「慎重に検討すべきこと」「時期尚早」などといった声が多く、少数派から提起する課題意識の共有の困難さを実感した。

ちなみに筆者は、現職に出席し



写真2 「全国市議会議長会研究フォーラム in 高知」の様子 (2019年11月11日)

とともに、長期的な視点に立ち、取り組むべきことは、やはり地方議会挙げての若年層への「リクルート」(?!?)ではないだろうか。内閣府の「令和元年度 子ども・若者白書」の若者の意識に関する調査【注*4】では、「私の参加で変えてほしい社会現象が変えられるかもしれない」という項目で、日本は他国と比べても「そう思う」という回答率が低く、自分の関心で社会は変えられるといった考え方の若者は少数派だということが明らかになった。デモなどは「特別な人たちが行う」ハードルが高い取組みとしてとらえられているし、市民が政治にコミットする姿勢が強いとは言えず、投票

率も低調気味だ。こういった状況下では、そもそも「政治」や「議員」は特別なモノであり、将来の仕事を考える中で「政治に関わること」「議員」といった選択肢は優先順位として上位に来ることは少なく、女性や子育て世代など多様な人材確保への道を一層険しくする。前述の内閣府の調査でも「女性の政治家を増やすための有効な取組」として「子どものころからの政治教育・模擬議会」は女性層が選ぶ高位の選択であり、多くの方が実感していることだ、と再認識している。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大は生活に激変をもたらしたし、政治への関心が高まっている機運もある。リクルート、と書いたがそれはダイレクトに肩を叩いて立候補を促すことのみならず、この機会を逃さず、地方議会でもより若年層に對して「議会」「議員」の姿を見せていく、そして議会での議論がどのように生活に影響を与え、関わってくるのかについてより一層の情報公開を行い、そして私たち自身が議員という仕事について前

向きなメッセージを發出していくことが必要だろう。息の長い取組みにはなるが、当たり前として政治に接することができること。心理的ハードルを感じず意見を発することができると。そういった環境が次世代の議員の揺り籠となると感じている。「まだ私たちは過渡期にいる」さて、冒頭に鎌倉市議会の状況について述べたが、まだまだ今も、夜間や週末の集まりなどに、時間をやりくりして参加せざるをえなくなることは少なくない。すると時には「子どもはどうしているのか」とか、70歳以上の男性議員からは「トシ取ったね、かわいそ〜」(いずれも多分、悪気はない)と言われたりもするのだ。そして自分はどういうと、終了の時間が完全に見えない議事運営が時折続く中で、お迎え時間に気をもむこともある。まだまだ悩む日々は続きそうである。以前パネリストとして登壇した全国市議会議長会フォーラム(写真2参照)で、産前産後休暇の明示、また子の看護等を会議の欠席

要件等にする必要性などについて報告する機会を頂いた。登壇後に、他自治体の女性議員さんから激励とともに「まだ私たちは過渡期にいる」という言葉をもらったことが忘れられない。たしかに私たちは過渡期にいる。ただし、渡り始めているからこそその「過渡期」。男性も女性もなくみんなで渡り、すべての利益に叶う環境を作り上げた先には新しいステージがあり、それは地方議会の価値を益々高めてくれるものであると信じている。

【注】

*1 議員在任中に産前産後経験のある地方議員が構成される、超党派のネットワーク。

*2 子育て世代の政治参画を促し、子育て支援施策をより実効性のあるものにする活動を理念とした、党派・地域を超えた地方議員連盟。

*3 内閣府男女共同参画局委託事業「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」(令和3年3月)のなかの表4-35「議員活動を行う上での課題 性別間ポイント差が大きい順」より。

*4 「令和元年度 子ども・若者白書」のなかの2018年度内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」のこと。

現状を少しでも変えるための動き
こうした現状はどうすれば変えられるのだろうか。

た議員で構成する出産議員ネットワーク【注*1】世話人、子育て議員連盟【注*2】として、会議規則に産前産後休暇の期間明記、また子の看護等を会議の欠席事由として扱うことをめざし、全国の仲間と活動を続けていた(写真1参照)。



写真1 出産議員ネットワーク・子育て議員連盟から「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」へ「政治分野における男女共同参画推進法」改正について要望書提出

前述の2021年の内閣府の調査では「議員活動を行う上での課題」として、男女間で回答の差が約20%大きく乖離した項目として(図表3参照)、

- ・性別による差別やセクシャル・ハラスメントを受けることがある
- ・議員活動と家庭生活の両立

この2点が突出していた【注*3】。これらの課題を解決しなくてはやはり女性議員を増やす土壌づくりとはならない。すでに議員のなり手不足に悩む地方議会が多数存在しており、女性や子育て世代をはじめとする多様な人材確保の観点から「第5次男女共同参画基本計画」の中において、議員活動や会議規則の改正を全国3議長会(全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会)へ要請することが盛り込まれた。また本年1、2月には3議長会において「標準会議規則」が相次いで改正され、議会の欠席事由に育児、看護、介護等を明文化し、出産に加え産前産後期間を配慮し

た規定の整備が図られた(編集部注:「地方議会人」2021年5月号「特別寄稿」にて全国市議会議長会と全国町村議会議長会の改正に関する通知を掲載)。本年6月に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、議会における欠席事由の拡大をはじめとする、妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備が規定され、かつ当該環境の整備の実施については、努力義務から義務に引き上げた。また、新たに、セクハラなど性的な言動等に起因する問題への発生の防止を図るものとして研修の実施、また当該問題にかかる相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるもの、とされた。今後は各議会で、これらが名目だけでなく、その必要性が十分理解されたうえで適正に運用される環境を整える必要がある。(例えば議員の倫理基準や規定などを策定している議会は多いだろうが、それが現在の実勢や現状に合致したものとなっているか、そして問題が発出した際に対応できる体制ま

突破口は若年層への「リクルート」
そして、こうした制度を整える

で整えられているのか等、運用面で点検すること、条例化への引き上げなどが考えられる。これらの取組みの姿勢は、多様な人材の確保に向けた各議会の考え方を実質的に顕すものになるだろう。

順位	項目	男性	女性	ポイント差
1	性別による差別やセクシャル・ハラスメントを受けることがある	2.2	34.8	32.6
2	議員活動と家庭生活(家事、育児、介護等)との両立が難しい	13.7	33.7	20.0
3	専門性や経験の不足	41.8	58.8	17.0
4	政治は男性が行うものだという周囲の考え	14.5	30.6	16.1
5	生計の維持	38.3	25.6	12.7
6	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	23.9	36.6	(同率)
	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	22.2	34.8	12.5

図表3 議員活動を行う上での課題 性別別ポイント差が大きい順(性別、%/内閣府男女共同参画局委託事業「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」表4-35より)

初回である今回は、やや抽象的な内容となりますが、効果的な予算・決算アプローチを考えるためにも、いかに予算・決算審議の過程で議会に求められる負担が大きいか、戦略的にアプローチをする必要があるかについて見ておきましょう。

以下は第32回地方税制調査会の答申^{注1}において示された議会の役割に関する記載です。

「議会は、地域の多様な民意を集約し、団体意思を決定する機能や政策を形成する機能、執行機関を監視する機能を担っており、民主主義・地方自治に欠かすことのできない住民を代表する合議制の機関として、独任制の長にはない存在意義がある。

住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する一方、経営資源が制約される中において、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要になる」

おそらく多くの地方議員の方々がこうした役割を意識しながら、議員活動に取り組んでおられることとでしょう。予算・決算の審議も

また、多様な民意を集約し、執行機関を監視するプロセスの一環です。しかし、「多様な民意を集約し」「政策を形成する機能」「執行機関を監視する機能」を担うためには、AI並みの情報集約力が求められます。つまり、この役割が十分に果たせないのは、議員の能力や努力が足りないかと決めつけてしまうのではなく、期待される役割が非常に大きいということを再認識する必要があります。

なかでも、「多様な民意の集約」は大きな課題であり、住民との対話や多様な議員による議会の構成など、様々な手法が論じられています。これだけでも大変な仕事ですが、予算・決算の審議では、住民の民意に加えて政策を実行するためにいくらかかるのか（コスト情報）、またそのためのお金はあるのか（財源情報）という、「財務情報」をあわせて集約しなくてはならないのです。

こうした情報集約の大変さは、企業と政府のガバナンス構造の違いを見るとよく理解することができます。図1は山本清氏による企業と国のガバナンス構造を比較した図を地方自治体に置き換えたも

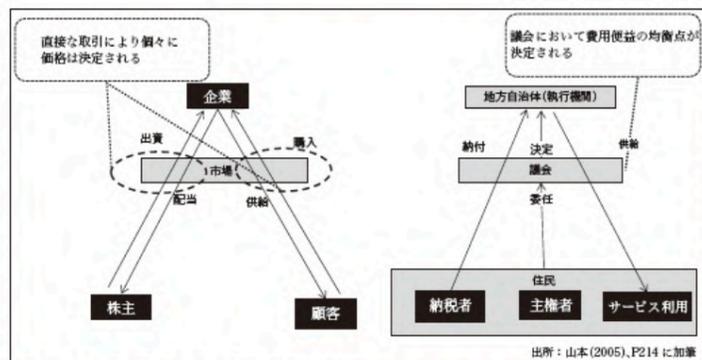


図1 企業と政府のガバナンス比較

膨大な「非財務情報」の集約も議会が担う

図2はこうしたガバナンス構造の違いにより生じる「企業（市場）」と「地方自治体」の情報情報の複雑性を、「財務情報」、「非財務情報」といった情報の種類から整理したものです。

まず、企業（市場）の取引をみてみましょう。企業では二者間の直接的な取引のなかで、顧客（買い手）が自らの頭のなかで「何がほしいか」という「非財務情報」と、「価格（コスト）」、「財布の中身（財源）」という財務情報を集約し、購入の意思決定をし、その集積が市場価格となります。

これに対して、地方自治体の場合、住民は受益者の立場からは、「財・サービスに対する要求」を訴え、納税者であれば「健全な財政運営（財政情報）」や「効率的な業務執行（コスト情報）」に関心があるなど、様々な要求が地方自治体に寄せられます。市場と異なり、この

連載 第1回

地方議会人のための 予算・決算入門

議会の監視・政策提言力を高めよう

予算・決算議案審査への アプローチ



さとうあやこ
佐藤綾子 富山国際大学 教授

略歴

早稲田大学大学院公共経営研究科博士後期課程単位取得満期退学（公共経営修士）。UBS 証券シニアアナリスト、マネージング・ディレクターを経て、2014年より准教授として大学へ。2021年4月より現職。独立行政法人評価制度委員会臨時委員、独立行政法人鉄道建設・運輸設備支援機構資産処分審議会委員、北陸地方整備局入札監視委員会委員、財政制度等審議会臨時委員を歴任。そのほか、地方関係では黒部市、立山町、富山県などの委員会に携わる。日本証券アナリスト協会検定会員。

Check Points

- 予算・決算はPDCAのPとC
- 多様な民意と財務情報の集約が必要
- 議会は行政に必要な情報の開示を求めよ

PDCAのPとCと一体であるためです。つまり、予算・決算の

今月から「地方議会人のための予算・決算入門」の連載を担当することとなりました。「入門」といっても、本誌読者にはすでに地方議会の予算・決算にかかわっておられる方が多いことでしょう。また、昨年度の「教養講座」では公会計情報などの財務情報の見方について詳しい説明もありました。そこで、本連載では個々の財務情報に着目するのではなく、「どのように予算・決算にアプローチをし、その過程でどのような情報を活用しうるのか」に主眼を置きたいと思っています。

「予算・決算情報」について、皆さんはどのようなイメージをお持ちでしょうか。難解な「財務情報」をイメージされる方もおられるのではないのでしょうか。

しかし、予算・決算において「財務情報」は必要な情報の一部にすぎません。予算・決算は、政策立案(Plan)、執行(Do)、評価(Check)、改善(Action)という政策

審議においては、「財務情報」だけでなく、政策にかかわる「非財務情報」を活用することが重要になるのです。

これは、地方議会が予算・決算の審議において、膨大な情報を処理する負担を課せられていることを意味します。この膨大さは、議会事務局の強化などマンパワーの拡充だけで対応できるものではありません。必要とされる情報を把握、整理し、効率的な情報取約システムを築く必要があるのです。

そこで本連載では、改めて議会に求められる役割や機能、利用可能な情報について整理することで課題を明らかにし、先進的な取組みなどを紹介しながら皆さんが「予算・決算へのアプローチを見直すヒント」を提供していきたいと考えています。

議会はAI並みの情報集約力を求められている？

どで、予算書・決算書のような財務情報だけでなく、主要な施策の成果など、さまざまな非財務情報が参照されています。

しかし、これらの情報は、「多様な民意を集約」し「政策を形成する機能」、「執行機能を監視する機能」という役割を果たすに十分な財務情報、非財務情報でしょうか。おそらく、まだ不十分なことも多いのではないかと思います。

その要因として、しばしば指摘されるのが、「マンパワーや専門知識の不足」です。たしかにこの膨大な情報集約機能に関して、行政は膨大な人員を抱えており、さまざまな情報を保有しています。これに対して議員の数は限られており、また、議会事務局の体制も十分とは言えません。そのため議会事務局の体制強化は一つの対応策といえるでしょう。

ただし前述の通り、議会に期待される情報集約機能が膨大であることを考えると、組織を大きくするだけではなく、戦略的にアプローチすることも重要となります。

例えば、予算・決算の審議において、何千もあるすべての事業のPDCAを現在の議会の人員体制

で詳細に分析するのは困難です。そのため、ある固有の事業が詳細に審議される一方、かなりの資金を投入した大案が見過ごされるなど、事業間で評価に偏りが生じたり、「木を見て森を見ず」ということが生じるのです。しかし膨大な情報に対してリソースが限られていることを前提とするならば、議会の視点を「木」から「森」にシフトしていくことも考えなくてはなりません。

このことについては江藤俊昭氏（大正大学教授）も議会からの政策サイクルに関して、執行機関のPDCAサイクルを意識しつつも、それに乗らずに総体的・相対的な視点で議会からの政策サイクルを行動させる必要性を説いておられます（江藤2016、p44）。予算・決算審議においても、前年度の予算・決算を踏襲しながら審議してきた内容が、果たして末端の「木」にすぎないのではないかと意識をもちながら、見直す必要があるのではないのでしょうか。

さなくとも情報集約の効率化を促進する方策として、情報共有基盤の拡充を挙げることができそうです。地方自治体はすでに膨大な情報を開示しており、予算、決算の審議過程には大量の資料が提出されていますが、それが必ずしも前述のPDCA過程における情報集約に役に立つとは言えません。詳しくは次回以降に解説しますが、行政・サービスの情報、それにかかるコスト、それに充当しうる財源情報などがすべてバラバラに、かつ単年度の情報が開示されているケースが多いため、図2の①⑤のような情報集約のためには、何千、何万頁もの資料を集め、自分でデータをまとめる作業をしなければならぬのです。

これを改善するためには、議会が、どのような情報が有用であるかを理解し、情報の開示主体である行政に、必要とする情報を訴える必要があります。なぜならば、行政としては議会に対する情報提供導になつてはいけないとの意識から、議会からの要求が無い限り積極的に新たな情報を提供しないと思われるためです。そのため、予算・決算審議に有用な情報は、議

会から積極的に要求していく必要があります。

開示資料の質は、利用者の意見があつてこそ改善するのです。民間企業のディスクロージャー資料も、世界中の投資家など情報利用者からの声により改善が重ねられてきました。こうした開示資料は一度拡充されれば、追加的な人件費を投入せずとも毎年のPDCAサイクルで活用することが可能であり、毎年活用することで経年データとして成長するのです。

そこで、今回は予算・決算に有用と思われるデータがどのように散在しているのかにつき、取り上げたいと思います。

【引用文献】
江藤俊昭（2016）「自治体議会の政策サイクル 議会改革を住民福祉の向上につなげるために」公人の友社
山本清（2005）「政府会計」改革のビジョンと戦略」中央経済社

【注】
i 地方制度調査会（2020年6月6日）「2040年頃から逆算し頭在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」、p21。

段階で個々の住民の頭のなかで財・サービスに対する要求（主に非財務情報）と、財源やコストに関する情報（財務情報）は集約されません。とはいえ、財源には限りがあるわけですから、自治体は財源の情報や、財・サービスにかかるコスト情報を収集する必要があります。

つまり、企業（市場）では個々の市場参加者の頭の中で財務・非財務情報が集約され、天秤にか

られますが、地方自治体では個々の住民の頭の中で情報が集約されることなくバラバラの要求（財務、非財務情報）として議会に流れ込み、議会はこの膨大な情報を集約することが期待されているのです。

予算・決算サイクルと情報集約機能
さて、いささかまわりくどくな

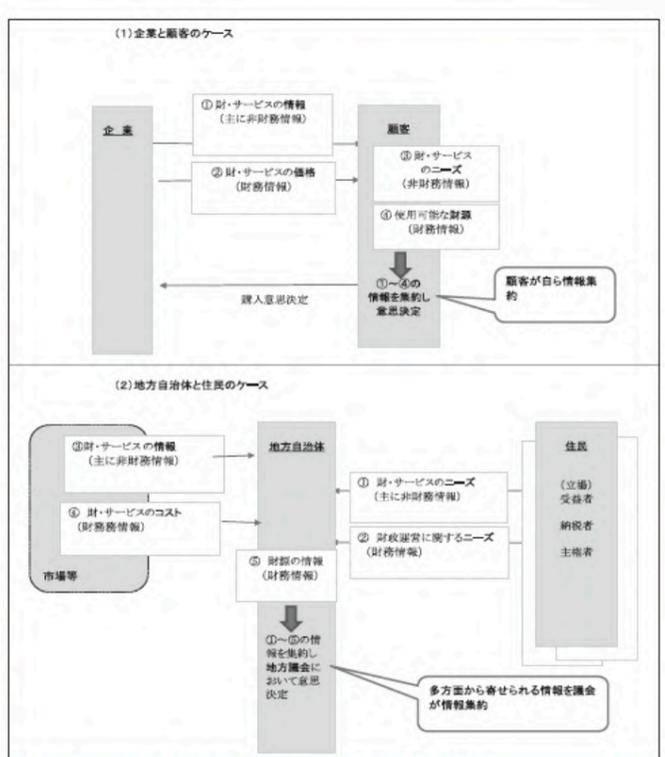


図2 財・サービスの提供にかかわる情報集約過程

また、既存の政策については、前年度の政策等の評価・決算情報等のフィードバック情報（財務・非財務情報）を参照する必要があります。そして、決算時（C）には、事業、予算が計画通り執行されたのか、そこから予想通りの効果を得られたのか（主に非財務情報）、効率的に提供されたのかといったコスト情報を含む財務情報が集約されます。そして、これをベースに審議した決算の結果は次年度の予算（P）へとフィードバックされていくのです。

現在の地方議会の予算、決算サイクルでも特別委員会、本会議な

戦略的な予算・決算アプローチの必要性

つてしまいました。議会が期待される役割を果たすために集約すべき情報が、いかに膨大であるかイメージしていただけたでしょうか。

図3はこの情報集約機能と予算・決算を含む地方自治体のPDCAサイクルの関係を整理したものです。

まず、予算（P）の審議では、新しい政策については、住民のニーズとそれを実現するために必要なサービス等の情報（主に非財務情報）、そのためのコスト（財務情報）、財源（財務情報）を検討する必要があります。

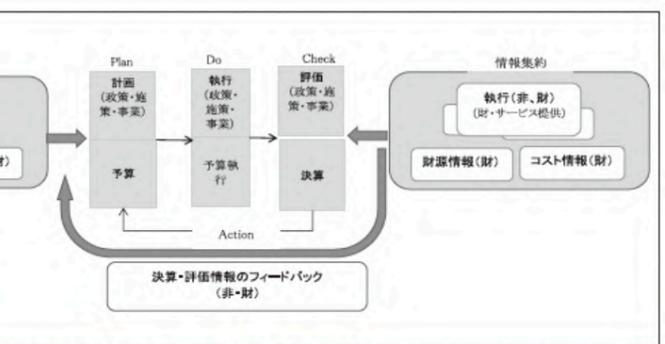


図3 政策PDCAサイクルにおける情報集約機能と情報の流れ



エディター・広報アナリスト
吉村 潔
よしむら きよし

市町村議会 広報 クリニック

いま、私たちは議会広報が変わる転換点に立っています。議事公開の紙面づくりの進化、広報への住民参加が着実に進み、議会改革に連なる、さまざまな特集も増えてきました。ウェブサイトとの補完・連携もさらに重要になっています。

みさと議会だより

美郷町議会（秋田県）

2021年11月1日発行（通巻69号）



A4判／年4回発行／表紙4色・中面2色／平均16ページ／部数6700部／議会広聴広報委員会6人／発行所要日数60日程度

と、よりわかりやすくなります。

細かい点では、討論にできるだけ小見出しを入れるようにし、実質公債費比率・経常収支比率等の用語に注記を入れましょう。

一般質問は一問一答スタイルのまとめを

一般質問は1議員1ページ。余白が見出しを際立たせ、関連写真も掲載したレイアウトは、全国的にかなりの完成度といっても過言ではありません。内容面では、質問を番号順に記述した例が気になりました。

内容を整理する意味ではわるくないのですが、答弁を読む際に一つひとつ「問」を確認し直す手間を面倒に感じる読者もいます。議場で質問形式という意味では一概に良否の結論は出せませんが、広報紙にまとめる際は、文章の流れに沿って理解できる、いわゆる一問一答スタイルのほうが読みやすいのではないのでしょうか。

P16以降では、68号からアンケートハガキを印刷しています。ウェブの議会だよりトップでもアンケートを実施しましょう。今後も質問内容を吟味し、議会活動や広報の活性化に活かしていただきたいと思います。

読むきっかけとなるコンテンツの強化

行政・議会にかかわらず、自治体広報は住民目線でもわかりやすく情報を発信することが基本となります。また、情報をとどけるだけでなく、住民と接点をもつ広聴活動が重要であることは言うまでもありません。「みさと議会だより」は、わかりやすい広報、読みやすい広報という点で、全国の町村議会の中でも上位に位置しています。デザイン・レイアウトに加え、文章力も平均水準をクリアしています。

今後、これらの強みを活かした広報を加速しましょう。まず、冒頭に全体を読むきかけとなる特集を組むことをおすすめします。今号、冒頭を飾った「議会構成」も編集の仕方次第で十分に特集になり得ます。決算審査も、いくつかの事業に関して当事者（利害関係者）の意見を取り上げるアプローチも考えられます。また、ホームページで一般質問の会議録を閲覧できること等もPRを。さらに、議会・議員をもっと身近にする連載コラム等も設け、広聴広報のコミュニケーション力を強化していただきたいと思います。

仙北平野の南東部に位置し、県内屈指の穀倉地帯でもある。小正月行事「六郷のカマクラ」は約700年の伝統を誇り、国指定の重要無形民俗文化財。人口1万8589人（2021年11月末現在）。議員数16人。

前号から表紙のロゴ（題字）デザインが変わり、子育て世代や若者層にアピールする紙面づくりがより進化した。ページ構成は、

- ①新しい議会体制
- ②9月定例会の報告
- ③決算審査
- ④一般質問
- ⑤臨時会、所管事務調査
- ⑥議会の動き、アンケート
- ⑦連載／キラリ美郷

意見・討論を掲載し採決の理由を示す

住民に取材した裏表紙の「キラリ美郷」は2006年から続く連載で、地道に活動する人々を紹介する好企画です。

表紙P5では、選挙後の新しい議会体制を紹介しています。なかでも、P4・5の「議員16人の決意」はメッセージ性を感じます。ただし、

顔写真はP3の常任委員会の集合写真と差別化し、もっとカジュアルな雰囲気あるいは躍動感を伝える写真にしたほうが良かったでしょう。

決算を除く9月定例会の報告は、「あれも、これも」ではなく、ポイントを簡潔にまとめています。質疑・答弁は、もっと目立つようにアミを敷くなど視覚的なアクセントを。情報は意見・討論を掲載し、採択・不採択になった経緯がわかるようにしています。

より議会視点を表す決算レポートへ

決算審査は昨年度とはレイアウトが変わり、写真も大きく扱っているのが伸びやかな印象を受けます。内容的には、結婚支援、まちづくり、空き家、教育など、住民の関心の高い事業・案件別に検証しています。文章は簡潔にまとめられ、さらに小見出しや質疑・答弁の間を1行空けるなど、読みやすさへの配慮もうかがえます。

注文をつけるのであれば、1年間の事業執行に対し、財政状況等も踏まえながら、どこを評価し、次年度予算編成に向けてどのような改善・修正を求めるのか。議会の視点を示す

9月定例会

9月10日（水）19時～21時

● 議事録の作成
● 議事録の作成
● 議事録の作成

項目	補正金額	補正率
一般会計	6億8487万円	124.8%
国民健康保険	4963万円	23.8%
下水道事業	繰入内訳費	2億1664万円
農業集積排水事業	97万円	1.0%
森林高砂防除事業	51万円	2.0%
債権的支出	181万円	3.0%
資本的収入	631万円	2.0%
資本的支出	2352万円	4.0%

● 一般会計補正（追加）
● 一般会計補正（削減）

● 一般会計補正（追加）
● 一般会計補正（削減）

● 一般会計補正（追加）
● 一般会計補正（削減）

9月定例会

9月10日（水）19時～21時

● 議事録の作成
● 議事録の作成
● 議事録の作成

● 議事録の作成
● 議事録の作成
● 議事録の作成

● 議事録の作成
● 議事録の作成
● 議事録の作成

P6-7 議案の説明だけでなく、議論の中身を掲載する意図を感じます



A4判/年4回発行/オールカラー/平均16ページ/部数8万8000部/広報部会 議会だより編集班6人/発行所要日数40日程度

まっもと市議会だより
松本市議会（長野県） 2021年12月1日発行（通巻195号）

長野県のほぼ中央に位置し、江戸期には松本藩の城下町として栄えた。国室に指定された松本城・旧開智学校など歴史遺産も数多く残る。県内屈指の産業・商業が集積する中核市でもある。議員数29人。

①10ページから16ページに拡大
主な変更点を見てみると……

②中面1色からオールカラーに
③ビジュアルな紙面づくりの強化
④二次元バーコード（QRコード）による動画・資料の閲覧
⑤市民インタビュー
⑥音声読み上げ、文字の拡大、多言語対応のスマホアプリ導入

内容は、決算審査、定例会の議案審査、一般質問、議会活動報告、議会の感染症対策等ですが、詳細に見ていくと議会活動を簡潔にわかりやすく伝える編集・デザイン面の工夫が見てとれます。

審査を付託した委員会と結果も掲載

表紙はロゴデザインをヨコ組に変更しましたが、大きく変わった印象はありません。裏表紙は、市民登場のコーナーが新設されました。中面は、かなり変わりました。以前は会派の一般質問が大半を占めていましたが、議事公開の広報が目につきます。議案審査も主要案件に絞り込んで解説し、詳しい情報・資料を閲覧したい読者向けに二次元バーコードを提供しています。

ユニークな試みは、審査結果の一覧表に議決結果だけでなく、委員会審査の項目を付加したことでしょう。議案を付託された委員会と審査結果が明示され、本会議に至る議案審査の経緯が見てとれます。

広報リニューアルを多くの市民へ

広報紙リニューアルは、市民に歓迎されたのではないのでしょうか。一方、「広報が変わった！」と読者に強く印象づけるのは表紙の変化が大きく左右します。その意味では、ロゴを含め表紙デザインを思い切った変えた方がより効果的だったのではないかと想像します。

また、194号に毎年意見交換している地元の高校生たちが県に要望書を提出し、実現したことが掲載してあります。そうした内容をコラムにとどめず、特集化することも、地域と議会のより良い関係の構築につながっていくような気がします。

会派別の質問を顔写真も入れ再編集

一般質問は1ページ3議員。読みやすいように段間を広くとり、1議員1問に絞り込んでいます。二次元バーコードを印刷し、スマホで全ての質問を視聴できるので、こうしたまとめ方も一般化してきました。欄外に用語解説も載せられ、答弁

みんなの議会 箕輪町議会（長野県）

2021年11月1日発行（通巻78号）

信州・伊那谷の北に位置する田園工業都市で、首都圏を中心にハイテク企業等も進出。もみじ湖（ダム湖）は紅葉の美しさで全国的に知られる。人口2万4682人（2021年12月1日現在）。議員数15人。

箕輪町議会も76号（3月定例会号）から、本文を全面ヨコ組（左開き）に変更しています。今号は24ページ、構成は次の通りです。

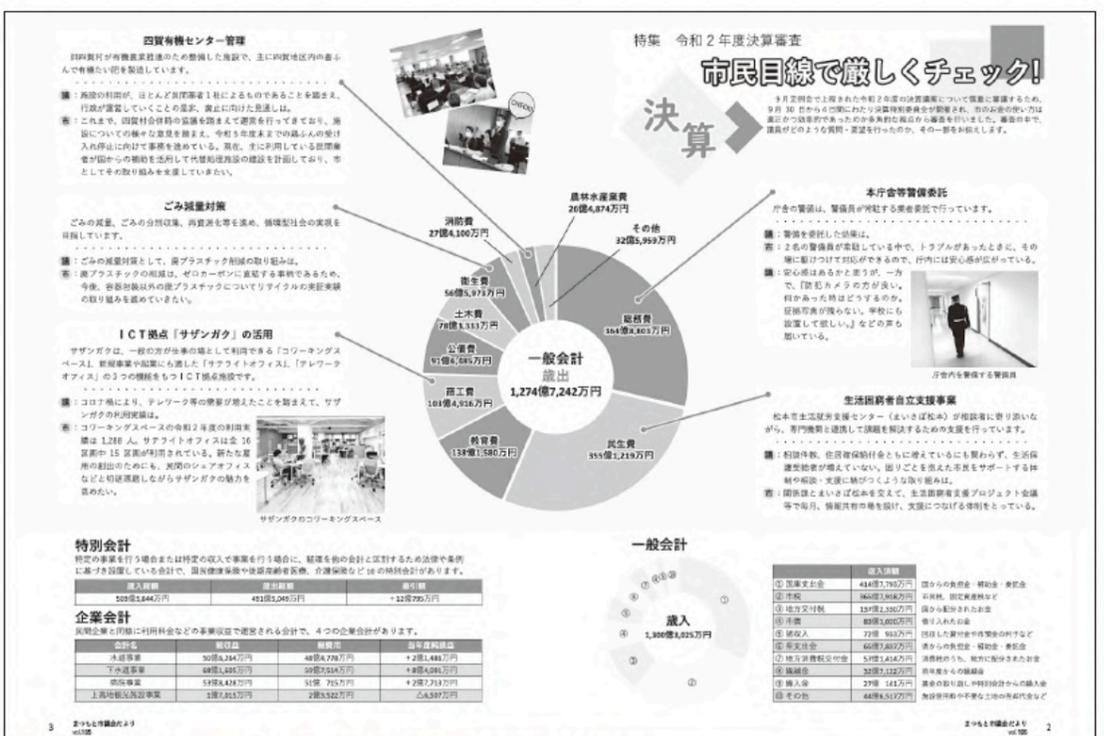
- ①特集「8月豪雨災害」
- ②定例会の報告
- ③委員会審査の概要
- ④補正予算等
- ⑤一般質問等

豪雨災害の復旧へ議会が動く

A4判の紙面をフルに使ったダイナミックなデザインが印象的です。表紙写真はイベントに訪れたファミリーの乳しほり体験。被写体にグッと

「ヨ」組の一般質問として参考に

定例会報告は、決算の委員会審査を中心に内容になっています。会計別に整理され、関連づけられています。乳幼児事業、こころの相談事業など、個別の事業が本文中に埋もれています。質疑の内容に即した小見出しを入れることも検討を。また、補正予算の質疑は、同予算の表紙とセットで掲載したほうがわか



P2-3：歳出の円グラフ（費目）から関連質疑を掲載したユニークな試み

好評書籍のご紹介

広報で
差がつく
議会力

市町村議会
広報クリニック

【編著】
芳野政明 広報コンサルタント
吉村 潔 エディター・広報アナリスト

PUBLIC RELATIONS

特別対談
読みたくなる
議会広報紙の
つくりかた

中央文化社

ご注文・お問合せは、株式会社中央文化社まで
TEL 03-3264-2520 FAX 03-3264-2867

議会の日々の活動を伝え、住民とのコミュニケーションを担うのが議会広報です。本書は市町村議会広報 30 紙を厳選し、改善点などを論評したクリニックとともに紹介。巻末には編著者による特別対談「読みたくなる議会広報紙のつくりかた」を収録。

議会広報の編集委員はもとより、住民と広報誌を通して広く政策共有・報告することが重視されている現在の議会の全ての議員にとってまさに必読の一冊です！

中央文化社 弊社ホームページにて書籍の詳細をご確認、ご購入いただけます。

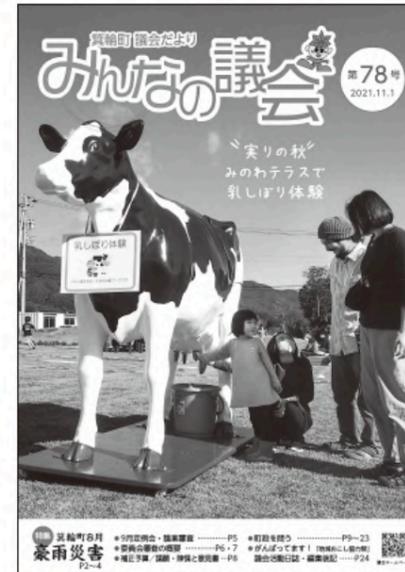
広報で
差がつく
議会力

市町村議会
広報クリニック

編著
芳野政明 (広報コンサルタント)
吉村 潔 (エディター・広報アナリスト)

A5判 224頁
2530円 (税込・送料別)

市町村議会 | 広報クリニック



A4判/年4回発行/オールカラー/平均20ページ/部数1万100部/議会広報特別委員会5人/発行所要日数20日程度

りやすいと思います。一般質問は3段組で読みやすくまとめられ、関連写真・資料も充実しています。見出しは明朝体で本文はゴシック体。他の議会のみなさんも、ぜひ参考にしてください。ユーチューブで動画配信しているので、議員ごとに二次元コードを印刷されることをおすすめします。

次のアクションに
注目と期待

箕輪町議会は、2020年5月に発行した72号で「みんなの議会」と銘打ち、紙面を刷新しています。今回はヨコ組に変更するなど、広報を積極的に見直しています。これは議会活動活性化委員会を設け、常に前向きな取り組みを展開されていることと無関係ではないでしょう。全体のページ数からすると、一般質問の割合(6割強)がやや多いような印象があります。それでも、決算審査も掲載する中で、特集を設けるなど緊急性や重要性が認められる案件にはページを割いています。これは、議会の役割を見据えたタイムリーな判断だと思います。今後は、一般質問以外の内容をどう編成していくか、さらに検討を重ねていってほしい。たとえば、今は委員会審査を中心にしたまとめ方になっていますが、これを重要な議事をいくつか選択した編成に変更する等々。また新たな展開を見せていただきたいと思っています。

特集 箕輪町8月豪雨災害

激しい雨で崩落や冠水相次ぐ避難所開設

箕輪町は14日に大雨警報が発令されたことを受け、午前10時ごろから警戒態勢に入り、午後3時に対策本部を設置。5時、一部の土石災害警戒区域に「高齢者等避難」を呼び、7時までに避難の近況調査を実施した。避難指示は避難所には、土石災害警戒区域の避難所と上流部のほか、下流部の一部、河川沿いを想定した仮設と大まかの一部に設けられた。避難住民は95世帯2,332人に避難指示が出され、「高齢者等避難」を含む56世帯116人が避難所に身を寄せた。町消防団は町内6分団が約190人体制で対応。14日は大雨の水位上昇に伴って警戒を強化、管轄内の河川を見回った。15日午後4時までに町内で確認された被害は約30件。河川や水路で水があふれたほか、土砂崩落、農地への土砂流入などが町内の広範囲にわたって発生した。(みのお新聞から引用)

本州付近に停滞した前線の影響で、箕輪町内も14日から15日にかけて激しい雨が続き、土砂崩落や河川の増水、道路の冠水などの被害が相次いだ。9月定例会開会中に総務委員会が現地視察。21日本会議には補正予算案を可決。

8月豪雨による災害復旧事業	2,016万円
農業用施設災害復旧費(深沢川堤防、川原地区)	2,016万円
町単独農業用施設災害復旧費(赤土堤防、北の沢川他)	1,768万円
県単独災害復旧費(寺沢堤、深沢堤、大出深沢堤、常盤堤)	14,400万円
町単独農業用施設災害復旧費(尾の木の山神堤、中ノ沢竹原堤他)	4,068万円
公共土木施設災害復旧費(富田堤防久保、桑沢川宮道橋、深沢川)	3,200万円
町単独公共土木施設災害復旧費(富田堤防久保、桑沢川宮道橋、深沢川、柳屋沢、曲尾沢他)	6,010万円
水道施設 災害復旧費(徳ヶ沢水源地)	611万円

令和3年10月6日現在:人的被害1件 建物・家屋13件 河川・土砂災害98件

2 箕輪町 みんなの議会

P2-3 豪雨災害と議会の取組みを写真を中心に簡潔に構成

災害の状況

現地視察

河川や水路で水があふれたほか土砂崩落、農地への土砂流入など町内の広範囲にわたって災害が発生

北の沢川

富田地区用水路

深沢川

富田・中曾根地区用水路

沢地区 桑沢川下流

沢の中間集会所付近の河川には、桑沢川の水があふれ、堤防に穴が開いた。この穴から水が溢れ出し、浸水した。

富田から溢れる雨水が中曾根で発生

第78号 2021.11.1 3